

## 滋賀県立草津高等学校 部活動に係る活動方針

### ★基本方針

- 部活動は学校教育の一環として実施する。
- 1年次4月は全員加入とし、部活動の活性化に向け努力する。
- 技術・競技力の向上を目指すとともに、個性の伸長を図り、主体性・協調性・自立心・責任感を育成する。
- 生徒の心身の健康管理と事故防止を踏まえた指導を徹底する。
- ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を意識した、無理のない指導を行う。

### ★適切な運営のための体制整備

- 各部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）、活動実績を作成して管理職に提出する。
- 年間活動計画については、生徒・保護者に公表する。
- 部活動の顧問は複数配置（同好会を除く）とし、ワークシェアリングによる負担軽減に努める。
- 管理職による部活動視察を定期的に行う（月に1回程度）。
- 生徒・教員に過重負担が認められる部活動顧問との面談を実施する（指導・是正）。
- 専門的指導者が不在の部活動への外部指導者の活用を積極的に行う。

### ★安全で効率的・効果的な活動の推進

- 体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。
- 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を実施する。
- 効率的・効果的で安全な練習メニューを設定し、顧問不在時でも自主的・自発的に発動できる生徒を育成する。
- 顧問・部員に心肺蘇生法・AED使用の講習への参加を義務付け、危機管理体制を整える。

### ★適切な活動時間・休養日の設定

- 活動時間 学期中：平日は概ね3時間以内、週休日等は概ね4時間以内とする。
- 休養日 学期中：平日は週1日以上とする。週休日等は4週当たり2日以上とする（公式戦4週間前等、特別な事情がある場合は除く）。
- 長期休業中は、学期中の活動時間および休養日の設定に準ずる。

### ★参加する大会等の見直し

- 教育上の意義や負担軽減の観点に立ち、参加する大会等を精査する。